

児童扶養手当・特別児童扶養手当

■ 問合せ 町民税務課 ☎ 47-8015

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給するためには申請が必要です。

【提出書類】 認定請求書、戸籍謄本、住民票の写しなど

【受付場所】 町民税務課・各総合事務所



児童扶養手当

父または母のいない家庭、父または母が1級障害程度の重度障害の状態にある家庭の児童の自立を図るため、その児童の父または母、父または母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

ただし、国民年金(老齢福祉年金を除く)、恩給、厚生年金などの公的年金を受けられる方は手当が支給されません。

〈支給要件〉

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で法に定める程度の障害を有し、次のいずれかに該当する児童を監護し、かつ、生計を同じくしている方。

- ① 父母が離婚した後、父または母と別れて生活している児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度障害の状態にある児童
- ④ 1年以上にわたり父または母から遺棄されている児童
- ⑤ 1年以上にわたり父または母が法令により拘禁されている児童
- ⑥ 父または母が生死不明の児童
- ⑦ 婚姻によらないで生まれた児童 など

※児童福祉施設に入所している児童、公的年金を受けられる児童および父に支給される公的年金の額の加算対象となっている児童は、対象にはなりません。

〈所得制限〉

手当を受けようとする方の前年(1月から6月までの請求分については前々年)の所得が一定額以上ある場合は支給が一部または全部停止されます。また、手当を請求する方と同居している配偶者および扶養義務者の所得が一定額以上ある時は支給が停止されます。

現況届のお知らせ

手当を受けている方(支給停止の方含む)は、毎年8月に現況届の提出が必要です。これは、手当の受給資格を毎年審査するもので、この届を提出しないと8月以降手当を受けることができません。

－受付期間－

8月1日(金)～8月29日(金)

午前8時30分～午後5時15分(土、日曜日は除く)

※8月7日(木)、8日(金)は午後8時まで受け付けます。

特別児童扶養手当

精神または身体に障害を有する児童を監護する父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

〈対象児童〉

20歳未満で一定の障害がある児童。

※障害を事由に年金を受けられる児童や児童福祉施設に入所している児童は対象となりません。

〈所得制限〉

手当を受けようとする方の前年(1月から6月までの請求分については前々年)の所得が一定額以上ある場合は支給が停止されます。また、手当を請求する方と同居している配偶者および扶養義務者の所得が一定額以上ある場合も支給が停止されます。

現況届のお知らせ

手当を受けている方(支給停止の方含む)は、毎年8月11日から9月10日までの間に所得状況届の提出が必要です。これは、手当の受給資格を毎年審査するもので、この届を提出しないと8月以降手当を受けることができません。

－受付期間－

8月11日(月)～9月10日(水)

午前8時30分～午後5時15分(土、日曜日は除く)